



平成 29 年度日本スポーツ少年団シニア・リーダースクール開催要項

1. 趣 旨 :

「日本スポーツ少年団リーダー制度」に基づき、下記の要領によりシニア・リーダースクールを開催する。本スクーリングは、リーダーの資質の向上をはかるとともに、将来のスポーツ少年団指導者の育成を目的として実施する。

2. 主 催 : 公益財団法人日本体育協会 日本スポーツ少年団

3. 後 援 : スポーツ庁

4. 期 間 : 【宿泊研修】平成 29 年 8 月 3 日 (木) ~7 日 (月) (4 泊 5 日)
【通信研修】宿泊研修終了後 10 月までに実施

5. 会 場 : 国立中央青少年交流の家

〒412-0006 静岡県御殿場市中畑 2092-5

※会場への課題・荷物の送付および電話連絡は一切禁止する

6. 参加条件 :

スポーツ少年団登録団員で下記 (1) ~ (4) の参加条件すべてに該当し、かつ各都道府県スポーツ少年団本部長の推薦する者

- (1) 平成 29 年度団員登録を行い、義務教育を修了した 20 歳未満の者(平成 29 年 4 月 1 日現在)
- (2) ジュニア・リーダー認定資格を有する者又はリーダー制度に定める活動単位により参加資格を認められた者
- (3) 全課程に参加できる健康状態および体力・運動能力を有する者
(体力的には少なくとも運動適性テスト 3 級程度の能力を有する者が望ましい)
- (4) 集団生活における規律を守ることができる者

7. 定 員 : 140 名

各都道府県スポーツ少年団の参加枠は別紙一覧による。なお、全国で 140 名に満たない場合、各都道府県スポーツ少年団から参加枠を超える推薦を受け付ける。参加枠数を超える推薦については推薦順位を決定の上、推薦すること。また、全国からの推薦数が定員を超えた場合、前年度の高校生以上の登録団員数に基づき、参加者の追加割当(別紙参照)を決定する。

8. 研修内容・実施方法 :

(1) 研修内容

日本スポーツ少年団リーダー制度に定められた養成内容に基づき研修を実施する。

- | | |
|--------------|-----------|
| ①講義 | ②グループワーク |
| ③運動適性テスト | ④スポーツ指導実践 |
| ⑤テーマディスカッション | ⑥実習 |
| ⑦自主活動 | ⑧その他 |

(2) 実施方法

上記内容を含む 40 時間以上のコース(宿泊研修)と通信研修を実施する。

9. 経 費 :

(1) 参加料 : 1 名 16,200 円(税込)

日本スポーツ少年団からの参加者決定通知受理後、16,200 円(税込) × 人数分を都道府県スポーツ少年団が取りまとめの上、一括して下記口座へ納入すること。

振込先	みずほ銀行 渋谷支店
	普通預金 No. 3427831
口座名: 公益財団法人日本体育協会	

(2) 交通費については本会が定める旅費規程に基づき補助をする。

なお、支給方法は所属都道府県スポーツ少年団の指定銀行への口座振込とする。

(3) 宿泊研修に伴う宿泊費(食事代を含む)および必要な教材は、日本スポーツ少年団が負担又是用意する。

10. 参加申込 :

都道府県スポーツ少年団は推薦者及び提出書類を取りまとめ、下記により申し込むこと。

(1) 申込先 〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内

公益財団法人日本体育協会 日本スポーツ少年団

(2) 申込期限 平成29年6月2日(金)

(3) 提出書類 次の①～③を都道府県スポーツ少年団がとりまとめ、日本スポーツ少年団に提出すること。

・①申込書<別添様式1> 【都道府県スポーツ少年団作成】

・②個人申込書<別添様式2> 【被推薦者作成】

・③事前課題レポート<別添様式3> 【被推薦者作成】

11. 評価・認定 :

全課程修了者は日本スポーツ少年団リーダー制度に基づき、シニア・リーダーとして認定を行う。なお、修了の評価は、宿泊研修中の活動と通信研修のそれぞれを対象に、日本スポーツ少年団リーダー養成ワーキンググループにおいて行い、日本スポーツ少年団指導育成部会にて認定の可否を判断する。

12. 傷害保険 :

宿泊研修中は、日本体育協会が参加者全員を被保険者として傷害保険に加入する。

13. その他 :

(1) 宿泊研修会場での前泊申込みについては、都道府県スポーツ少年団で取りまとめ、一括して日本スポーツ少年団に申し込むこと。

(2) 参加者は、宿泊研修参加にあたり、定められた時間内に受付を完了すること。また、最終日は閉校式終了後、12時30分過ぎの解散となる。

解散前に会場を離れなければならない電車・飛行機等を手配しないこと。

(3) 参加者は全課程において受講免除等は認められない。宿泊研修においても、早退・遅刻ほか自由行動は一切認められない。

(4) 宿泊研修の日程等詳細については、追って日本スポーツ少年団より参加者に連絡する。

(5) 宿泊研修中、参加者の事情（体調不良等）によりプログラムに参加できなくなった場合、医師の判断等に基づき、主任講師、事務局で協議を行い、参加者を帰宅させることがある。その場合、評価・認定に関しては上記記載の要項11に基づく。また、参加料の返金は行わない。

(6) 参加申込にあたって収集した個人情報は参加可否の通知・関連資料の送付・参加者名簿作成を目的に使用させていただきます。また、スクーリング中に撮影した写真等については、公益財団法人日本体育協会のホームページや各種報告書において利用することができます。なお、この個人情報は、参加者の同意なしに、第三者に開示・提供することはありません（法令などにより開示を求められた場合を除く）。

～スポーツ界における暴力行為根絶に向けたスローガン～

暴力0（ゼロ） 心でつなぐスポーツの絆